

人事委員会報

第92号

令和2年度

宮城県人事委員会

目 次

[令和2年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	9
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	13

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	15
第1表 令和2年度職員採用試験（定例試験）の概要	18
第2表 職員採用試験実施状況	20
第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成23年度以降）	23
第4表 令和2年度職員採用選考考査実施状況	25
第5表 令和2年度採用・転任選考承認状況	27
第6表 令和2年度職員採用状況	28
第7表 令和2年度昇任選考実施状況	29
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	30
3 公平審査事務	38
4 公平委員会受託事務	40
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	40
6 職員団体等関係事務	41
7 勤務時間等関係事務	44
8 労働基準監督関係事務	45
（参考）新型コロナウイルス感染症関係の対応	51



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	52
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	千葉裕一	平成30年7月13日	平成30年7月18日 委員長就任
委員 (委員長代理)	佐藤裕一	平成13年7月11日	
委員	秋田次郎	平成27年7月14日	

2 会議の開催状況

令和2年度の人事委員会会議は第1619回から第1639回まで21回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

年月 区分	令和2年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年			計
	4月									1月	2月	3月	
開催回数	1	1	1	1	2	2	3	3	2	1	2	2	21
議事 事項 数	議案	7	4	2	3	2	2	7	4	2	7	19	61
	審理	0	1	1	1	1	0	0	2	0	3	2	12
	協議	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	6
	報告	1	5	1	1	2	4	9	3	0	2	1	30
	その他	0	0	2	3	2	4	4	0	3	0	2	20
計	8	10	6	8	7	11	18	12	10	4	13	22	129

(2) 付議内容別議事事項

		議案	審理	協議	報告	その他	計
総務関係	条例意見						
	規則等の制定改廃	6					6
	その他				2		2
	小計	6			2		8
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求						
	審査請求	5	12	3			20
	勤務時間・休暇関係	2					2
	条例意見	1					1
	規則等の制定改廃	5					5
	その他	1			4		5
	小計	14	12	3	4		33
任用関係	採用	14			5	14	33
	昇任				2		2
	条例意見						
	規則等の制定改廃	1					1
	その他						
	小計	15			7	14	36
給与関係	報告・勧告	2		3	11		16
	条例意見	8					8
	規則等の制定改廃	15					15
	その他	1			6	6	13
	小計	26		3	17	6	52
合計		61	12	6	30	20	129

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1619	2. 4. 13 (月)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 71 回宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施について</p> <p>2 宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の実施について</p> <p>3 第 71 回宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度) 及び第 78 回宮城県職員採用試験 (高等学校卒業程度) の実施について</p> <p>4 人事委員会規則 7—15 (勤勉手当) の一部改正について</p> <p>5 人事委員会規則 7—38 (通勤手当) の一部改正について</p> <p>6 人事委員会規則 7—39 (へき地手当等) の一部改正について</p> <p>7 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員に対し自宅待機を命じた場合の職務専念義務の特例について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 令和元年度職員採用試験実施結果について</p>
1620	2. 5. 13 (水)	<p>(議 案)</p> <p>8 人事委員会規則 7—14 (期末手当) の一部改正等について</p> <p>9 人事委員会規則 7—15 (勤勉手当) の一部改正等について</p> <p>10 人事委員会規則 8—7 (職員の育児休業等に関する規則) の一部改正等について</p> <p>11 人事委員会規則 11—2 (公平委員会の事務受託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和元年 (審) 第 1 号事案について (第 8 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 選考考査 (前期日程) の概要について</p> <p>② 第 99 回警察官 A 採用試験の日程の変更について</p> <p>③ 令和元年度における苦情相談の状況について</p> <p>④ 労働基準監督機関としての職権行使の状況について</p> <p>⑤ 令和 2 年職種別民間給与実態調査について</p>
1621	2. 6. 17 (水)	<p>(議 案)</p> <p>12 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に対する意見について</p> <p>13 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和元年 (審) 第 1 号事案について (第 9 回審理)</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>(報 告)</p> <p>① 令和2年職種別民間給与実態調査について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和2年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について</p> <p>② 令和2年度警察官A採用試験の申込状況について</p>
1622	2.7.8(水)	<p>(議 案)</p> <p>14 人事委員会規則7-2(特殊勤務手当)の一部改正について</p> <p>15 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施について</p> <p>16 人事委員会規則2-8(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和元年(審)第1号事案について(第10回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 第91号(令和元年度)人事委員会報について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務労組連絡会等からの要請について</p> <p>② 令和2年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施状況等について</p> <p>③ 令和2年度警察官A採用試験の実施状況等について</p>
1623	2.8.20(木)	<p>(議 案)</p> <p>17 宮城県職員(大学卒業程度)採用候補者名簿の確定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和元年(審)第1号事案について(第11回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 令和2年職種別民間給与実態調査について</p> <p>② 選考考査(後期日程)の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務公共サービス労働組合協議会からの要請について</p> <p>② 宮城県高等学校・障害児学校教職員組合からの要請について</p>
1624	2.8.26(水)	<p>(議 案)</p> <p>18 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施について</p>
1625	2.9.2(水)	<p>(議 案)</p> <p>19 宮城県警察官(警察官A)採用候補者名簿の確定について</p> <p>20 職員が国勢調査における調査員の職を兼ねる場合の職務に専念する義務の免除について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>

回数	開催年月日	議 事
1626	2. 9. 28 (月)	<p>(審 理)</p> <p>① 令和元年(審)第1号事案について(第12回審理) (報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について</p> <p>② 選考考査(障害者)の概要について</p> <p>③ 令和2年職員給与実態調査結果について (その他)</p> <p>① 令和2年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施状況について</p> <p>② 令和2年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施状況について</p> <p>③ 令和2年度警察官採用試験の実施状況について</p> <p>④ 令和2年人事院勧告に関する要請について</p>
1627	2. 10. 17 (土)	<p>(協 議)</p> <p>① 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)について (報 告)</p> <p>① 令和2年人事院勧告について</p> <p>② 令和2年職種別民間給与実態調査結果について</p> <p>③ 令和2年標準生計費・労働経済指標について</p> <p>④ 令和2年公民給与較差について (その他)</p> <p>① 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1628	2. 10. 22 (木)	<p>(議 案)</p> <p>21 令和2年度昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給号俸数について (協 議)</p> <p>① 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)について (報 告)</p> <p>① 宮城県三者共闘会議からの要請について (その他)</p> <p>① 令和2年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の第1次合格者について</p> <p>② 令和2年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の第1次合格者について</p> <p>③ 令和2年度警察官採用試験の第1次合格者について</p>
1629	2. 10. 27 (火)	<p>(議 案)</p> <p>22 令和2年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について</p>

回数	開催年月日	議 事
		(協 議) ① 令和元年(審)第1号事案について(第1回協議) (報 告) ① 苦情相談の状況について ② 労働基準監督機関としての職権行使の状況について ③ 人事行政の運営等の状況の公表について ④ 宮城県春闘共闘会議からの要請について
1630	2.11.5(木)	(協 議) ① 令和2年職員の給与に関する報告(案)について (報 告) ① 令和2年人事院報告(月例給)について ② 令和2年職種別民間給与実態調査(月例給調査)結果について ③ 令和2年公民給与較差(月例給)について
1631	2.11.11(水)	(議 案) 23 令和2年職員の給与に関する報告について
1632	2.11.18(水)	(議 案) 24 宮城県職員(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)採用候補者名簿の確定について 25 宮城県職員(短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度)採用候補者名簿の確定について 26 宮城県警察官(警察官A及び警察官B)採用候補者名簿の確定について 27 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について 28 不利益処分に関する審査請求について 29 不利益処分に関する審査請求について (協 議) ① 令和元年(審)第1号事案について(第2回協議)
1633	2.12.2(水)	(議 案) 30 令和3年度宮城県警察官採用試験の実施について 31 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について 32 退職手当返納命令に対する意見について (協 議) ① 令和元年(審)第1号事案について(第3回協議) (その他) ① 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の申込状況

回数	開催年月日	議 事
1634	2. 12. 24 (木)	<p>(議 案)</p> <p>33 不利益処分に関する審査請求について (審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第1号事案について(第1回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第2号事案について(第1回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施状況について</p> <p>② 選考考査(障害者)の実施結果について</p>
1635	3. 1. 25 (月)	<p>(議 案)</p> <p>34 宮城県職員(就職氷河期世代対象)採用候補者名簿の確定について</p> <p>35 不利益処分に関する審査請求について (報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査(選考考査)の実施結果について</p> <p>② 令和2年全国人事委員会報告・勧告の状況について</p>
1636	3. 2. 8 (月)	<p>(議 案)</p> <p>36 令和3年度宮城県職員採用試験の実施について</p> <p>37 第102回及び第103回警察官A採用試験並びに第104回警察官B採用試験の実施について (審 理)</p> <p>① 令和2年(審)第1号事案について(第2回審理)</p> <p>② 令和2年(審)第2号事案について(第2回審理)</p> <p>③ 令和2年(審)第3号事案について(第1回審理)</p>
1637	3. 2. 19 (金)	<p>(議 案)</p> <p>38 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>39 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>40 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>41 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>42 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に対する意見について (報 告)</p> <p>① 令和2年度給与の支払監理について (その他)</p> <p>① 公務労組連絡会等からの要請について</p> <p>② 職員採用試験(電気・機械)の試験種類の変更について</p>

回数	開催年月日	議 事
1638	3. 3.22 (月)	<p>(議 案)</p> <p>43 人事委員会規則 2—3 (人事委員会事務局組織規則) の一部改正について</p> <p>44 人事委員会事務局処務規程の一部改正について</p> <p>45 人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部改正について</p> <p>46 人事委員会規則 4—0 (職員の任用に関する規則) の一部改正について</p> <p>47 人事委員会規則 7—2 (特殊勤務手当) の一部改正等について</p> <p>48 人事委員会規則 7—16 (給料の調整額) の一部改正について</p> <p>49 人事委員会規則 7—18 (管理職手当) の一部改正について</p> <p>50 人事委員会規則 7—31 (給料表の適用範囲) の一部改正について</p> <p>51 人事委員会規則 7—33 (初任給, 昇格, 昇給等の基準) の一部改正等について</p> <p>52 人事委員会規則 7—39 (へき地手当等) の一部改正等について</p> <p>53 人事委員会規則 7—53 (地域手当) の一部改正等について</p> <p>54 人事委員会規則 7—140 (会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則) の一部改正等について</p> <p>55 人事委員会規則 8—5 (職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>56 人事委員会規則 8—6 (学校職員の勤務時間, 休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>57 人事委員会規則 11—1 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>58 人事委員会規則 11—2 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) の一部改正について</p> <p>59 職員安全衛生管理規程の一部改正について</p> <p>60 第 40 回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程の制定について</p> <p>61 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p>
1639	3. 3.26 (金)	<p>(審 理)</p> <p>① 令和 2 年 (審) 第 2 号事案について (第 3 回審理)</p> <p>② 令和 2 年 (審) 第 3 号事案について (第 2 回審理)</p>

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

令和 2 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
人事委員会事務局組織規則 (2-3)	3.3.22	3.3.31	知事部局における職責の明確化等を目的とした職名変更に伴う、当委員会における職の名称及び職務に関する規定の改正	3.4.1
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(2-8)	2.7.8	2.7.14	引用している行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称変更に伴う所要の改正	2.7.14
人事委員会事務局処務規程	3.3.22	3.3.31	事務局に設置する職の名称を変更することに伴う所要の改正、特別休暇の承認及び職務専念義務の免除に係る決裁(専決)に関する規定の整理	3.4.1
人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程	3.3.22	3.3.31	事務局に設置する職の名称を変更することに伴う所要の改正	3.4.1
職員安全衛生管理規程	3.3.22	3.3.31	事務局に設置する職の名称を変更することに伴う所要の改正	3.4.1
第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程	3.3.22	3.3.31	第40回全国豊かな海づくり大会の開催に当たり実施本部を設置することに伴う規程の制定	3.4.1

(公平審査・勤務条件関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-5)	3.3.22	3.3.31	不妊治療等を受ける場合に取得可能な特別休暇に係る規定の新設	3.4.1
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(8-6)	3.3.22	3.3.31	不妊治療等を受ける場合に取得可能な特別休暇に係る規定の新設	3.4.1
管理職員等の範囲を定める規則(11-1)	3.3.22	3.3.31	組織改編等に伴う別表第1及び別表第2の一部改正	3.4.1
公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(11-2)	2.5.13	2.5.15	受託団体の組織改編等に伴う別表第1の一部改正	2.5.15
	3.3.22	3.3.31	受託団体の組織改編等に伴う別表第1及び別表第2の一部改正	3.4.1

(任用関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の任用に関する規則 (4-0)	3.3.22	3.3.31	各任命権者の標準的な職の名称の変更に伴う、職員の採用又は昇任についての選考基準を定める規定の整理	3.4.1

(給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
特殊勤務手当 (7-2)	2.7.8	2.7.13	第9条 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正による伝染病名の変更	2.7.13
			附則第7項 新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した職員に対し、防疫等作業手当(特例)を支給するもの。	2.2.1
	3.3.22	3.3.26	附則第7項 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う文言の整理	3.3.26
	3.3.22	3.3.31	第11条, 第13条, 第14条及び第16条 組織改編により条例が改正されたこと等に伴う規定の整理(並び順を整理)	3.4.1
期末手当 (7-14)	2.5.13	2.5.15	第5条 学術研究等のための休職期間のうち、公務の能率的な運営に特に資する期間について在職期間から除算しないこととするもの。	2.11.30
勤勉手当 (7-15)	2.4.13	2.4.17	第6条 勤勉手当の成績率の上限の改正	2.4.1
	2.5.13	2.5.15	第5条 学術研究等のための休職期間のうち、公務の能率的な運営に特に資する期間について勤務期間から除算しないこととするもの。	2.11.30
給料の調整額 (7-16)	3.3.22	3.3.31	別表第1 適用区分表(第1条及び第2条関係) 船舶に乗り組む職員に係る給料の調整額を導入 組織改編に伴う規定の整理(並び順を整理)	3.4.1
管理職手当 (7-18)	3.3.22	3.3.23	別表第1(第1条関係) 組織改編及び職名の見直しに伴う改正	3.3.23
		3.3.31	別表第1(第1条関係) 組織改編に伴う規定の整理(並び順を整理)	3.4.1
給料表の適用 範囲 (7-31)	3.3.22	3.3.31	第4条及び第6条 組織改編に伴う規定の整理(並び順を整理)	3.4.1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
初任給, 昇格, 昇給等の基準 (7-33)	3. 3. 22	3. 3. 23	別表第1 級別標準職務表(第3条関係) 組織改編に伴う改正	3. 3. 23
		3. 3. 31	別表第1 級別標準職務表(第3条関係), 別表第2 級別資格基準表(第5条関係)及び別表第6 初任給基準表(第12条関係) 組織改編及び職名の見直しに伴う改正 船舶に乗り組む職員に係る初任給基準の見直し及び給料の調整額導入に伴う改正	3. 4. 1
通勤手当 (7-38)	2. 4. 13	2. 4. 17	第15条の2 職員が月の途中から派遣等となった場合の返納に係る取扱いの改正	2. 4. 1
へき地手当等 (7-39)	2. 4. 13	2. 4. 17	別表 校舎の移転に伴う級地の変更	2. 4. 1
		3. 3. 22	3. 3. 31	別表 学校の統廃合に伴う規定の削除
地域手当 (7-53)	3. 3. 22	3. 3. 26	第2条, 第3条, 第7条, 第9条, 第10条及び別表(第2条, 第3条関係) 県の公署がない地域に在勤する職員に係る地域手当の支給地域及び支給割合の規定を新設し, これに係る異動保障等の規定を整理	3. 4. 1
会計年度任用 職員の給与及 び費用弁償に 関する規則 (7-140)	3. 3. 22	3. 3. 31	別表第1 級別資格基準表(第3条関係)及び別表第5 初任給基準表(第9条関係) 常勤の船舶に乗り組む職員に係る初任給基準の見直しに伴う改正	3. 4. 1
職員の育児休 業等に関する 規則 (8-7)	2. 5. 13	2. 5. 15	第4条 学術研究等のための休職期間のうち, 公務の能率的な運営に特に資する期間について期末手当に係る勤務した期間に相当する期間から除算しないこととするもの。	2. 11. 30

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、令和2年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見申出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
2.6.17	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	この条例案中第1条の規定については、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の特殊勤務手当に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	2.7.6 制定 2.7.13 公布 2.7.13 施行
2.6.17	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）の改正に準じ、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	2.7.6 制定 2.7.13 公布 2.7.13 施行 2.2.1 適用
2.11.26	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」に沿ったものであり、適当と認めます。	2.11.26 制定 2.11.30 公布 2.12.1 等施行
2.12.2	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善のため、令和2年度から国の地方財政措置が拡充されたこと等を踏まえ、児童相談所に勤務する職員に支給される社会福祉業務手当の額の引き上げを行うものであり、適当と認めます。	2.12.16 制定 2.12.23 公布 2.12.23 施行 2.4.1 適用
3.2.19	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、県の公署が存在しない地域に在勤する職員の地域手当の取扱規定の追加等に伴い所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	3.3.19 制定 3.3.26 公布 3.4.1 施行

意見申出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
3. 2. 19	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、居住地等から出張する場合の旅費支給方法の見直しに伴い所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	3. 3. 19 制定 3. 3. 26 公布 3. 4. 1 施行
3. 2. 19	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、船舶乗組手当の支給方法の見直し等に伴い所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	3. 3. 19 制定 3. 3. 26 公布 3. 4. 1 施行
3. 2. 19	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等の規定を追加するものであり、適当と認めます。	3. 3. 19 制定 3. 3. 26 公布 3. 4. 1 施行
3. 3. 4	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	この条例案中第1条及び第2条第1号の規定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	3. 3. 19 制定 3. 3. 26 公布 3. 3. 26 施行

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」(人事委員会規則4-0。以下「規則」という。)を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

令和2年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

令和2年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表(1)のとおりである。

平成元年度以降の本県の職員採用試験申込者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。近年では平成24年度をピークに減少する傾向にあり、平成29年度以降、横ばいに推移している。令和2年度の申込者数は、前年度に比べ71人増の1,615人となった。

警察官採用試験は、令和元年度から受験者の受験機会拡大のため、警察官A(男性/一般、女性/一般)採用試験を年2回実施しており、令和2年度の警察官採用試験申込者総数は、前年度に比べ88人増の1,007人となった。

平成26年度から実施している民間企業職務経験者(土木職)を対象とした採用試験については、前年度に比べ17人減の18人の申込があった。

また、新たに就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を実施したところ、1,165人の申込があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込サービスを実施(大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。)しており、平成30年度から受験申込は原則として電子申請により行うこととしている。電子申請の利用者の割合は、令和2年度においては、職員採用試験の申込者の93.1%、警察官採用試験の申込者の64.5%となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政、少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木等12職種、計14職種であり、申込者数825人、受験者数623人となり、前年度に比べて申込者数では10.4%上回り、受験者数は10.1%上回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の95.2%、最終合格者の100%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築等3職種、計5職種で、申込者数が269人、受験者数が165人となり、前年度に比べて申込者数では1.9%上回り、受験者数は11.8%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ78.8%、92.0%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務1職種、技術系が総合土木等3職種、計4職種であり、申込者数は521人、受験者数は473人となり、前年度に比べて申込者数では2.3%下回り、受験者数は5.2%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合は、それぞれ2.1%、1.3%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官A(男性/一般)[大学卒業]、警察官A(男性/武道指導)[大学卒業]で原則として柔道3段又は剣道4段の段位取得者、警察官A(女性/一般)[大学卒業]、警察官A(女性/武道指導)[大学卒業]で原則として柔道3段又は剣道4段の段位取得者、警察官B(男性)[大学卒業以外]及び、警察官B(女性)[大学卒業以外]の6職種であり、申込者数は1,007人、受験者数は767人となり、前年度に比べて申込者数では9.6%上回り、受験者数は5.2%下回った。

○ 民間企業等職務経験者採用試験

平成26年度から実施している民間企業職務経験者(土木職)を対象とした採用試験では、申込者数は18人、受験者数は14人となり、前年度に比べて申込者数では48.6%下回り、受験者数は56.3%下回った。

○ 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験

令和2年度は新たに就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を実施した。実施した職種は、事務系が一般事務、学校事務及び警察事務の3職種、技術系が土木1職種、計4職種であり、申込者数は1,165人、受験者数は917人となった。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第2に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験(選考考査)を実施し、優秀な人材の確保に努めている。令和2年度の選考考査の実施状況は第4表のとおりで、獣医師等17職種、受考者111人に対し44人の適格者を決定しており、前年度に比べて受考者数では29.7%下回り、適格者数は29.0%下回った。

また、規則第30条による採用(転任を含む。)選考承認状況は、第5表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

令和2年度の職員の採用者数は第6表のとおり391人であり、このうち324人(82.7%)が競争試験による採用であり、68人(17.3%)が選考による採用である。

(2) 昇任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている(規則第28条第2項)。

任命権者の請求に基づく本委員会における令和2年度昇任選考実施状況は第7表のとおりであり、被選考者総数180人のうち、一般職員等が151人(83.9%)、警察官が29人(16.1%)となっている。

なお、課長補佐(警部)以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している(規則第41条第1項)。

第1表 令和2年度職員採用試験（定例試験）の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表	
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地		
大学卒業程度	行政 65人程度 少年警察補導員 5人程度 総合土木 15人程度 建築 10人程度 農業 10人程度 水産 5人程度 林業 5人程度 畜産 5人程度 園芸 5人程度 農芸化学 5人程度 福祉 10人程度 心理 5人程度 保健師 10人程度 管理栄養士 1人程度	「保健師以外の職種」 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人〔21歳～35歳〕 平成11年4月2日以降に生まれた人で次に該当する人 (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和3年3月までに卒業する見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	5月8日（金）～ 5月29日（金）	第一次	6月28日（日）	教養試験 択一式 50題 時間 150分 専門試験 択一式 40題 時間 120分（「保健師」及び「管理栄養士」を除く。）	仙台市 東京都 大阪府	7月9日（木）	
				第二次	7月27日（月）	その1	論文試験 時間 120分（「行政」及び「少年警察補導員」以外の職種は80分） 適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査 身体検査 職務を行うのに必要な身体についての検査（「少年警察補導員」に限る。）	仙台市	8月21日（金）
					7月28日（火）～ 8月5日（水）	その2	人物試験 公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市	
				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
短期大学卒業程度	学校事務 5人程度 警察事務 10人程度 建築 2人程度 機械 2人程度 電気 10人程度	平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人〔20歳～29歳〕	8月7日（金）～ 8月28日（金）	第一次	9月27日（日）	教養試験 択一式 50題 時間 150分 専門試験 択一式 40題 時間 120分	仙台市	10月8日（木）	
				第二次	10月26日（月）	その1	論文試験 時間 80分 適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月19日（木）
					11月2日（月）～ 11月5日（木）	その2	人物試験 公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）		
				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
高等学校卒業程度	事務（一般事務） 40人程度 （学校事務） 30人程度 （警察事務） 5人程度 総合土木 5人程度 水産 1人程度 林業 1人程度 ※事務については、第3志望まで選択できる。	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人〔18歳～21歳〕	8月7日（金）～ 8月28日（金）	第一次	9月27日（日）	教養試験 択一式 50題 時間 120分 専門試験 択一式 40題 時間 100分（「総合土木」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」及び「林業」に限る。）	仙台市	10月8日（木）	
				第二次	10月26日（月）	その1	作文試験 時間 60分 適性検査 職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月19日（木）
					10月27日（火）～ 10月29日（木）	その2	人物試験 公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）		
				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
警 察 官 A (1 回 目)	警察官 A (男性/一般) 65人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和3年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人 〔～33歳〕	3月19日(木)～ 4月17日(金)	第一次 6月21日(日)		教養試験	択一式 50題 時間 150分	名取市	7月2日 (木)	
	実技試験					武道(柔道又は剣道)についての実技試験(警察官A(男性/武道指導・女性/武道指導)に限る。)				
	論文試験					時間 80分 (第2次試験として評価)				
					第二次 8月5日(水)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	9月3日 (木)
				身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査					
		8月6日(木) 8月11日(火) ～ 8月12日(水)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)					
					体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査				
※ 埼玉、千葉、神奈川各県及び警視庁(東京都)の警察官A(男性/一般)の採用試験が共同で実施され、4都県合わせて15人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査				
警 察 官 A (2 回 目)	警察官 A (男性/一般) 10人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和3年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人 〔～33歳〕	7月22日(水)～ 8月21日(金)	第一次 9月20日(日)		教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月1日 (木)	
	論文試験					時間 80分 (第2次試験として評価)				
					第二次 10月13日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月19日 (木)
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
		10月14日(水) ～ 10月16日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)					
					体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査				
※ 埼玉、千葉、神奈川各県及び警視庁(東京都)の警察官A(女性/一般)の採用試験が共同で実施され、4都県合わせて15人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査				
警 察 官 B	警察官 B (男性) 55人程度	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業者若しくは令和3年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人を除く。 〔18歳～33歳〕	7月22日(水)～ 8月21日(金)	第一次 9月20日(日)		教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月1日 (木)	
	作文試験					時間 60分 (第2次試験として評価)				
					第二次 10月13日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月19日 (木)
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
		10月14日(水) ～ 10月16日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)					
					体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査				
※ 埼玉、千葉、神奈川各県及び警視庁(東京都)の警察官B(男性)の採用試験が共同で実施され、4都県合わせて15人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査				

- (注) 1 受験資格の欄の年齢は、令和3年4月1日現在の満年齢である。
2 大学卒業程度試験の「福祉」にあつては、社会福祉法第19条第1項各号に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和3年3月31日までに取得見込みの人に限る。
3 「保健師」にあつては、保健師の資格を有する人又は令和3年4月30日までに取得見込みの人に限る。
4 「管理栄養士」にあつては、管理栄養士の資格を有する人又は令和3年6月30日までに取得見込みの人に限る。
5 「警察官A(男性/武道指導)」及び「警察官A(女性/武道指導)」にあつては、柔道3段(大学卒業見込みの人に限り2段を含む。)以上あるいは剣道4段(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
事務系	行政	元553人	415人	75.0%	157人	131人	65人	6.4倍	44人	21人	
		2	566	418	73.9	184	173	89	4.7	69	20
	少年警察補導員	元19	13	68.4	5	5	1	13.0	1	0	
		2	15	12	80.0	6	5	3	4.0	1	2
小計	元572	428	74.8	162	136	66	6.5	45	21		
	2	581	430	74.0	190	178	92	4.7	70	22	
大卒程度	総合土木	元50	39	78.0	20	18	12	3.3	10	2	
		2	42	26	61.9	17	17	9	2.9	6	3
	建築	元13	10	76.9	6	4	1	10.0	1	0	
		2	14	12	85.7	8	8	5	2.4	4	1
	農業	元21	12	57.1	9	7	4	3.0	4	0	
		2	27	22	81.5	18	17	12	1.8	11	1
	水産	元11	10	90.9	8	7	4	2.5	4	0	
		2	19	16	84.2	12	11	7	2.3	6	1
	林業	元17	13	76.5	5	5	4	3.3	4	0	
		2	10	8	80.0	4	4	4	2.0	2	2
	畜産	元6	6	100.0	5	4	2	3.0	2	0	
		2	11	10	90.9	9	8	5	2.0	5	0
	園芸	元9	8	88.9	7	6	6	1.3	4	2	
		2	7	5	71.4	4	4	4	1.3	3	1
農芸化学	元15	12	80.0	9	8	4	3.0	4	0		
	2	12	9	75.0	7	6	4	2.3	3	1	
福祉	元-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	2	30	23	76.7	12	12	4	5.8	4	0	
心理	元18	13	72.2	6	4	2	6.5	1	1		
	2	15	14	93.3	9	8	5	2.8	3	2	
保健師	元15	15	100.0	15	14	9	1.7	8	1		
	2	15	12	80.0	12	11	8	1.5	7	1	
管栄養士	元-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	2	42	36	85.7	4	4	2	18.0	1	1	
小計	元175	138	78.9	90	77	48	2.9	42	6		
	2	244	193	79.1	116	110	69	2.8	55	14	
合計	元747	566	75.8	252	213	114	5.0	87	27		
	2	825	623	75.5	306	288	161	3.9	125	36	

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験		第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数		合格者数 C	採用	辞退等
短期大学 卒業程度	事務系	学校事務	元134人	96人	71.6%	39人	27人	15人	6.4倍	14人	1人
		2	127	71	55.9	30	23	12	5.9	8	4
	警察事務	元115	80	69.6	36	35	10	8.0	10	0	
		2	125	84	67.2	21	20	11	7.6	9	2
	小計	元249	176	70.7	75	62	25	7.0	24	1	
		2	252	155	61.5	51	43	23	6.7	17	6
	技術系	建築	元1	1	100.0	0	-	-	-	-	-
			2	4	1	25.0	0	-	-	-	-
		機械	元6	4	66.7	2	2	1	4.0	1	0
			2	5	3	60.0	2	1	1	3.0	1
		電気	元8	6	75.0	6	5	1	6.0	1	0
			2	8	6	75.0	5	4	1	6.0	1
小計	元15	11	73.3	8	7	2	5.5	2	0		
2	17	10	58.8	7	5	2	5.0	2	0		
合計	元264	187	70.8	83	69	27	6.9	26	1		
	2	269	165	61.3	58	48	25	6.6	19	6	
高等学校 卒業程度	事務系	事務	元498	466	93.6	144	139	63	7.4	48	15
		2	486	443	91.2	122	115	65	6.8	51	14
	内	一般事務	元332	315	94.9	103	98	38(0)	-	27	11
			2	368	335	91.0	96	90	52(1)	-	41
	訳	学校事務	元83	79	95.2	25	25	18(7)	-	16	2
			2	54	49	90.7	17	16	9(0)	-	8
	警察事務	元83	72	86.7	16	16	7(0)	-	5	2	
		2	64	59	92.2	9	9	4(0)	-	2	2
	小計	元498	466	93.6	144	139	63	7.4	48	15	
		2	486	443	91.2	122	115	65	6.8	51	14
	技術系	総合土木	元30	28	93.3	19	19	14	2.0	10	4
			2	28	24	85.7	17	15	11	2.2	8
水産		元2	2	100.0	1	1	1	2.0	1	0	
		2	3	3	100.0	2	2	2	1.5	2	0
林業		元3	3	100.0	3	3	1	3.0	1	0	
		2	4	3	75.0	1	0	0	-	-	-
小計	元35	33	94.3	23	23	16	2.1	12	4		
2	35	30	85.7	20	17	13	2.3	10	3		
合計	元533	499	93.6	167	162	79	6.3	60	19		
	2	521	473	90.8	142	132	78	6.1	61	17	

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
警察官	警察官 A (男性/一般) (第1回)	元 335 人	310 人	92.5 %	201 人	184 人	81 人	3.8 倍	50 人	31 人
		2 323	276	85.4	212	194	87	3.2	54	33
	警察官 A (男性/一般) (第2回)	元 159	114	71.7	40	36	9	12.7	9	0
		2 204	99	48.5	46	46	7	14.1	6	1
	警察官 A (男性/武道指導)	元 4	4	100.0	2	2	2	2.0	2	0
		2 5	5	100.0	2	2	1	5.0	1	0
	警察官 B (男性)	元 211	194	91.9	136	134	47	4.1	43	4
		2 251	223	88.8	160	153	57	3.9	48	9
	警察官 A (女性/一般) (第1回)	元 88	79	89.8	23	21	10	7.9	6	4
		2 85	65	76.5	35	30	13	5.0	9	4
警察官 A (女性/一般) (第2回)	元 36	27	75.0	8	6	3	9.0	3	0	
	2 53	23	43.4	8	8	2	11.5	1	1	
警察官 A (女性/武道指導)	元 2	2	100.0	2	2	2	1.0	2	0	
	2 1	1	100.0	1	1	1	1.0	1	0	
警察官 B (女性)	元 84	79	94.0	24	21	9	8.8	9	0	
	2 85	75	88.2	32	32	10	7.5	8	2	
合計	元 919	809	88.0	436	406	163	5.0	124	39	
	2 1,007	767	76.2	496	466	178	4.3	128	50	
総計	元 2,463	2,061	83.7	938	850	383	5.4	297	86	
	2 2,622	2,028	77.3	1,002	934	442	4.6	333	109	

注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。
2 令和2年度に係る選択結果は、令和3年5月1日現在のものである。

(2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
大卒程度 (職務経験者) 土木	元 35 人	32 人	91.4 %	14 人	14 人	8 人	4.0 倍	8 人	0 人	
	2 18	14	77.8	7	6	5	2.8	5	0	

注) 令和2年度に係る選択結果は、令和3年5月1日現在のものである。

(3) 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
就職氷河期世代対象	事務系	一般事務	2 823人	638人	77.5%	28人	26人	7人	91.1倍	6人	1人
		学校事務	2 195	158	81.0	7	7	2	79.0	2	0
		警察事務	2 123	103	83.7	15	15	3	34.3	3	0
	小計	2 1,141	899	78.8	50	48	12	74.9	11	1	
	技術系	土木	2 24	18	75.0	10	10	5	3.6	4	1
合計	2 1,165	917	78.7	60	58	17	53.9	15	2		

注) 令和2年度に係る選択結果は、令和3年5月1日現在のものである。

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成23年度以降）

事 項	年 度	平成								令和	
		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
大学卒業程度	(人)	(1,099)	(1,188)	(1,086)	(1,059)	(903)	(875)	(683)	(627)	(572)	(581)
	申込者数	1,528	1,771	1,508	1,358	1,231	1,195	904	846	747	825
	(人)	(754)	(862)	(778)	(777)	(679)	(660)	(505)	(478)	(428)	(430)
	受験者数	1,055	1,285	1,089	1,005	944	911	689	647	566	623
	(人)	(75)	(106)	(60)	(87)	(70)	(76)	(52)	(68)	(66)	(92)
合格者数	131	214	149	135	129	140	110	123	114	161	
(倍)	(10.1)	(8.1)	(13.0)	(8.9)	(9.7)	(8.7)	(9.7)	(7)	(6.5)	(4.7)	
競争率	8.1	6.0	7.3	7.4	7.3	6.5	6.3	5.3	5.0	3.9	
(人)	(63)	(86)	(43)	(76)	(60)	(61)	(45)	(50)	(45)	(70)	
採用者数	113	183	116	118	111	116	91	93	87	125	
短期大学卒業程度	(人)	(462)	(528)	(462)	(300)	(295)	(285)	(241)	(351)	(249)	(252)
	申込者数	519	580	473	315	313	298	252	375	264	269
	(人)	(367)	(366)	(336)	(222)	(206)	(197)	(173)	(251)	(176)	(155)
	受験者数	415	409	344	235	220	208	179	267	187	165
	(人)	(45)	(38)	(21)	(25)	(27)	(29)	(28)	(33)	(25)	(23)
合格者数	49	52	24	29	33	34	29	36	27	25	
(倍)	(8.2)	(9.6)	(16.0)	(8.9)	(7.6)	(6.8)	(6.2)	(8)	(7.0)	(6.7)	
競争率	8.5	7.9	14.3	8.1	6.7	6.1	6.2	7.4	6.9	6.6	
(人)	(37)	(32)	(18)	(21)	(19)	(24)	(24)	(30)	(24)	(17)	
採用者数	41	46	20	25	24	29	25	32	26	19	
高等学校卒業程度	(人)	(447)	(590)	(524)	(497)	(469)	(526)	(508)	(527)	(498)	(486)
	申込者数	469	629	561	525	506	569	535	563	533	521
	(人)	(392)	(511)	(470)	(450)	(427)	(495)	(463)	(494)	(466)	(443)
	受験者数	413	548	507	477	464	537	490	530	499	473
	(人)	(86)	(98)	(45)	(65)	(60)	(68)	(59)	(95)	(63)	(65)
合格者数	91	113	60	77	75	84	71	108	79	78	
(倍)	(4.6)	(5.2)	(10.4)	(6.9)	(7.1)	(7.3)	(7.8)	(5)	(7.4)	(6.8)	
競争率	4.5	4.8	8.5	6.2	6.2	6.4	6.9	4.9	6.3	6.1	
(人)	(69)	(82)	(35)	(42)	(35)	(49)	(36)	(72)	(48)	(51)	
採用者数	73	96	48	50	44	64	46	81	60	61	
小計	(人)	(2,008)	(2,306)	(2,072)	(1,856)	(1,667)	(1,686)	(1,432)	(1,505)	(1,319)	(1,319)
	申込者数	2,516	2,980	2,542	2,198	2,050	2,062	1,691	1,784	1,544	1,615
	(人)	(1,513)	(1,739)	(1,584)	(1,449)	(1,312)	(1,352)	(1,141)	(1,223)	(1,070)	(1,028)
	受験者数	1,883	2,242	1,940	1,717	1,628	1,656	1,358	1,444	1,252	1,261
	(人)	(206)	(242)	(126)	(177)	(157)	(173)	(139)	(196)	(154)	(180)
合格者数	271	379	233	241	237	258	210	267	220	264	
(倍)	(7.3)	(7.2)	(12.6)	(8.2)	(8.4)	(7.8)	(8.2)	(6)	(6.9)	(5.7)	
競争率	6.9	5.9	8.3	7.1	6.9	6.4	6.5	5.4	5.7	4.8	
(人)	(169)	(200)	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)	(152)	(117)	(138)	
採用者数	227	325	184	193	179	209	162	206	173	205	

事 項	年 度	平成							令和		
		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
警 察 官	(人) 申 込 者 数	2,097	1,916	1,584	1,358	1,177	1,077	944	893	919	1,007
	(人) 受 験 者 数	1,716	1,577	1,343	1,124	1,006	893	796	767	809	767
	(人) 合 格 者 数	199	267	214	244	188	211	190	160	163	178
	(倍) 競 争 率	8.6	5.9	6.3	4.6	5.4	4.2	4.2	4.8	5.0	4.3
	(人) 採 用 者 数	150	215	172	198	153	162	158	123	124	128
合 計	(人) 申 込 者 数	4,613	4,896	4,126	3,556	3,227	3,139	2,635	2,677	2,463	2,622
	(人) 受 験 者 数	3,599	3,819	3,283	2,841	2,634	2,549	2,154	2,211	2,061	2,028
	(人) 合 格 者 数	470	646	447	485	425	469	400	427	383	442
	(倍) 競 争 率	7.7	5.9	7.3	5.9	6.2	5.4	5.4	5.2	5.4	4.6
	(人) 採 用 者 数	(169) 377	(200) 540	(96) 356	(139) 391	(114) 332	(134) 371	(105) 320	(152) 329	(117) 297	(138) 333

注) () 内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 令和2年度職員採用選考考査実施状況

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
獣 医 師 (第 1 回)	20	14	11	1.3	2. 7. 20~21 -
薬 剤 師 (第 1 回)	17	16	8	2.0	2. 7. 20~21
原 子 核 工 学	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
社 会 福 祉 士	20	18	10	1.8	2. 6. 28 (一次) 2. 7. 20~21 (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (法 医 部 門 研 究 員)	16	11	3	3.7	2. 6. 28 (一次) 2. 7. 20 (二次)
心 理 カ ウ ン セ ラ ー	1	1	1	1.0	2. 6. 28 (一次) 2. 7. 20 (二次)
獣 医 師 (第 2 回)	2	1	1	1.0	2. 10. 21 -
薬 剤 師 (第 2 回)	2	2	1	2.0	2. 10. 21 -
児 童 自 立 支 援 専 門 員	6	6	2	3.0	2. 9. 27 (一次) 2. 10. 21 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (建 築)	1	1	1	1.0	2. 9. 27 (一次) 2. 10. 21 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (情 報 処 理)	1	1	1	1.0	2. 9. 27 (一次) 2. 10. 21 (二次)
埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員	6	6	1	6.0	2. 9. 27 (一次) 2. 10. 21 (二次)
海 技 従 事 者 (通 信 士)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
海 技 従 事 者 (航 海 士)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
サ イ バ ー 捜 査 官	1	1	-	-	2. 9. 20 (一次) - (二次)
警 察 官 (再 採 用)	10	10	1	10.0	2. 9. 20 (一次) 2. 10. 13~14 (二次)

区	分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
障 害 者 对 象 (一般事務 / 大学卒業程度)		人 11	人 9	人 1	倍 9.0	2. 11. 1 (一次) 2. 12. 3 (二次)
障 害 者 对 象 (学校事務・警察事務 / 短期大学毕业程度)		2	2	0	-	2. 11. 1 (一次) 2. 12. 3 (二次)
障 害 者 对 象 (一般事務・学校事務 / 高等学校卒業程度)		12	12	2	6.0	2. 11. 1 (一次) 2. 12. 3 (二次)
計		128	111	44	2.5	

第5表 令和2年度採用・転任選考承認状況

区分	職種又は職名	任命権者					計 (人)	
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)		
採用	獣 医 師	4					4	
	薬 剤 師	10					10	
	社 会 福 祉 士	10					10	
	児 童 自 立 支 援 専 門 員	2					2	
	職 業 訓 練 指 導 員 (建 築)	1					1	
	職 業 訓 練 指 導 員 (情 報 処 理)	1					1	
	医 師	20					20	
	警 察 官 (再 採 用)			1			1	
	犯 罪 鑑 識 技 術 員 (法 医 部 門 研 究 員)			3			3	
	事 務 (障 害 者)	1					1	
	任 期 付 職 員	土 木	6					6
		育 休 代 替 (獣 医 師)	1					1
		育 休 代 替 (保 健 師)	1					1
	人 事 交 流 等	部 長 級	1		2			3
		次 長 級	1					1
		課 長 級	1	3	5			9
		補 佐 級			1			1
		係 長 (主 任 主 査) 級	1		2			3
		主 事 ・ 技 師 級	2	2	1			5
小 計		63	5	15	0	0	83	
転 任	部 長 級						0	
	次 長 級		1				1	
	課 長 級	3	7				10	
	補 佐 級	3	7				10	
	係 長 (主 任 主 査) 級	7	7	1			15	
	主 事 ・ 技 師 級	1	2	1			4	
	小 計		14	24	2	0	0	40
計		77	29	17	0	0	123	

第6表 令和2年度職員採用状況 (R2. 4. 1～R3. 3. 31)

区分	令和2年度競争試験合格者	採用者	採用者占割合	採用者の任命権者別内訳							
				知事	教育			警察	企業	その他	
					教育庁立校	小学校	中学校				
競争試験	事務系	大卒程度	人 66	人 47 (7)	% 12	人 46 (7)	人	人	人 1	人	人
		短大卒程度	25	24	6.1		14		10		
		高卒程度	63	51 (3)	13	30 (3)	16		5		
		小計	154	122 (10)	31.1	76 (10)	30		16		
	技術系	大卒程度	48	45 (7)	11.5	45 (7)					
		短大卒程度	2	2	0.5	2					
		高卒程度	16	12	3.1	12					
		小計	66	59 (7)	15.1	59 (7)					
	警察官	163	135 (13)	34.4					135 (13)		
	大卒程度 (職務経験者)	8	8	2.0	8						
合計	391	324 (30)	82.7	143 (17)	30			151 (13)			
選考	書類選考	事務系		6	1.5	4	1		1		
		技術系		12	3.1	10	1		1		
		警察官		6	1.5				6		
		小計		24	6.1	14	2		8		
	審査選考	事務系		2	0.5	1	1				
		技術系		42	10.7	37	1		4		
		警察官		0	0.0						
		小計		44	11.2	38	2		4		
合計	0	68	17.3	52	4			12			
総計	391	392 (30)	100.0	195 (17)	34			163 (13)			

※ () 内は令和2年度採用試験合格者のうち、令和2年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 令和2年度昇任選考実施状況

任命権者		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
職位又は階級		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	12				3	15
	次長級	25	3	2		1	31
	課長級	69	25	6	3	2	105
	小計	106	28	8	3	6	151
警察官	部長級			10			10
	警視			19			19
	小計			29			29
計		106	28	37	3	6	180

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、報告及び勧告の基礎となる民間給与の実態調査を例年より時期を遅らせた上で2回に分けて行い、これにより、10月30日に特別給等に関する報告及び勧告、11月16日に月例給に関する報告を行った。

令和2年における報告及び勧告は次のとおりである。

10月30日報告及び勧告

1 給 与

(1) 特別給

イ 改定の基本方針

前記Ⅲの1のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分上回っていた。

このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げる必要がある。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

ロ 改定すべき事項

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月とする。今年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げるものとする。

(2) 月例給

前記Ⅲの2の方法により算出した公民較差に基づき、必要な報告及び勧告を行うこととする。

(前記Ⅲの1及び前記Ⅲの2記載省略)

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた人事運営

東日本大震災から9年半が経過し、本県は「宮城県震災復興計画」の最終年度を迎え、これまでの取組によって、生活に密着したインフラの整備や災害に強いまちづくりなど、多くの地域で事業が完了している。一方、心のケアやコミュニティ再生支援といった取組については、今後も中長期的な対応が必要となり、国において来年度から令和7年度までを「第2期復興・創生期間」と位置付けられたところである。

加えて、近年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの新たな行政課題への対応が喫緊に必要となるなど、多様化・困難化する行政ニーズに対して、職員は県民の期待に応えるべく懸命に取り組んでいる。

こうした状況を踏まえ、本県では来年度からの次期総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」を策定することとしており、その実現に向け、効率的で質の高い行政サービスを継続して

提供するためには、創造性豊かで自律的な職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことが重要である。今後も引き続き、「みやぎ人財育成基本方針※」に基づく人材育成に注力していく必要がある。

あわせて、職員の年齢や経験年数といった職員構成に留意しながら、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていくことが必要である。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 多様で有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

今後、本格化すると見られる人口減少社会を見据えた数多くの課題に対応し、県勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力のある、多様で有為な人材を確保することが必要である。

本年の採用試験については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、5月に実施を予定していた警察官A採用試験の第1次試験を6月に延期するとともに、各試験において、感染防止対策を講じながら、適正かつ公正に実施しているところである。

職員の採用に当たっては、従来から職員採用試験（大学卒業程度）等の第1次試験を東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めているところであり、県外会場における最終合格者は全体の約2割程度で推移するなど一定の成果が得られている。

また、令和元年度からは、警察官A採用試験を5月と9月の年2回実施しているほか、職員採用試験（大学卒業程度）において、昨年度から技術系職種の第2次試験の専門試験（短答式）を論文試験に変更するなど、応募者の確保に努めているところである。

一方、土木職は、依然として必要人員の確保が難しい状況であり、民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を継続して実施しているところである。

さらに、国では、いわゆる就職氷河期世代の支援に今年度から令和4年度までの3年間取り組むこととしており、本県においても任命権者からの要請に基づき、新たに就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を、本年12月から来年1月にかけて実施することとしている。任命権者においては、当該採用者の多様な知識や経験を生かせるような職員配置及び人材育成に十分配慮することが必要である。

近年、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の活発な採用動向等を背景に、全体的な応募者の減少傾向が顕著である。加えて働き方改革の目指す多様な就労形態やワーク・ライフ・バランスの実現への社会的な関心が高まっており、公務の魅力をより積極的に発信していくことが必要となっている。

こうした状況も踏まえ、多様な経歴、資質を有する職員を採用する仕組みや職員の様々な働き方に対応できる制度の検討など、職員が公務の魅力ややりがいを十分に感じながら働くことのできる職場環境づくりを通じて、将来にわたる県組織の活性化に取り組む必要がある。

女性の活躍推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく本県の特定事業主行動計画における目標数値のうち、職員採用試験受験者等の女性割合が令和元年度実績で初めて目標である40%を達成したところであり、今後も目標の着実な実現に取り組む必要がある。また、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援

の充実を図りながら、更なる職域の拡大と多様な職務経験を通じた能力開発等に取り組み、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

なお、国では「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、配偶者の出産直後の男性の休業を促進する枠組みの検討など、男性の育児休業取得を一層強力に促進するとしていることから、今後国の動向を注視するとともに、女性の活躍を後押しするような周辺環境の整備に努める必要がある。

障害者雇用の推進については、これまで身体障害者のみを対象とした採用選考考査を実施してきたが、昨年度から精神障害者や知的障害者も受考できるように応募資格要件の見直しを行ったところである。

任命権者においては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の適切な運用に努めるとともに、引き続き本委員会と任命権者が連携し、合理的配慮の下、意欲と能力を有する障害者の雇用と能力開発に当たっての職域、職種、業務等の把握・用意等の取組を適切に進めていく必要がある。

なお、来年 3 月以降には、障害者の法定雇用率が 0.1% 引き上げられることから、任命権者においては、障害者の雇用の確保に一層努めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、制度として定着してきているところである。

現在、政府において「人事評価の改善に向けた有識者検討会」が設けられ、時代の変化も踏まえた新たな人事評価制度の在り方やそのための改善策等について検討が始まっており、これと並行して人事評価結果を任用、給与等に適切に反映するための措置についての検討も行われていることから、国の動向を注視していく必要がある。

職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、職員の士気や組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。今後とも任命権者及び評価者においては、この点について理解を深め、適切な人事管理を実践していくことが求められる。

なお、人事評価のプロセスは個々の職員のモチベーションを高め、意欲ある優秀な人材の育成と組織のパフォーマンスの更なる向上につながる有効な手段となることから、この機会を活用して、職員とのコミュニケーションを一層深めていくことが求められる。

(4) 定年の引上げへの対応

本年 3 月、地方公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げ、「役職定年制」、「定年前再任用短時間勤務制」等を導入する地方公務員法の改正案が国会に提出され、継続審議とされている。今後の国家公務員法改正の状況を含め、国の動向を注視するとともに、本県の状況を踏まえて制度設計等の検討を進め、適切に対応していく必要がある。

また、段階的な定年の引上げ期間中は再任用制度が存置されることとなるため、引き続き再任用制度及びその運用の課題について、本県の職務や任用の実態に即して検討していく必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 新型コロナウイルス感染症及び大規模自然災害に係る勤務環境の整備

新型コロナウイルス感染症は、今や社会生活全体に大きな影響を及ぼしているが、感染が国内で確認されて以降、目まぐるしく状況が変化し、感染拡大防止と行政機能維持を両立するための勤務環境の整備が急務となった。

そのような中、本委員会では、職員や家族が感染又はその疑いがある場合や、学校等の一斉休業により、職員が子の世話をする必要のある場合など、様々な場面を想定しながら、特別休暇等の制度を適切に運用し、職員が安心して職務に取り組むことができる勤務環境の整備を図ってきたところである。

また、県内に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風への対応に際しては、夜間・休日を含めた被災市町の支援業務などもあり、職員の負担の増加が懸念される中、本委員会においては、週休日の振替期間の延長を承認し、職員の勤務時間が適正に管理されるように対応してきたところである。

本委員会としては、こうした事態に対応するため、今後も随時必要な措置を講じていくが、各任命権者においても、緊急的な状況下で、行政機能に支障を来すことなく勤務環境を維持することができるよう、適切に対応していくことが求められる。

(2) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

職員の長時間にわたる時間外勤務については、健康面やワーク・ライフ・バランスへの影響の観点から、重要な課題としてこれまでも言及してきたところであった。昨年4月からは、より適切な勤務時間の管理を図るため、国に準ずる形で時間外勤務の上限規制に係る制度を導入したところである。

令和元年度における職員全体の時間外勤務の状況は、職員一人当たり月平均16.8時間で、昨年度に比べて3.4時間増加しており、月80時間を超える時間外勤務を行った職員（教育職員を除く。）の割合も大幅に増加している。これらは、令和元年東日本台風や、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大といった、全庁規模で長期間にわたって対応しなければならない業務が発生したことなどが影響を及ぼしていると考えられる。

過重な時間外勤務は、職員の健康管理上の大きなリスクにつながるものであり、今後の勤務時間の管理に当たっては、昨年導入した上限規制に係る分析・検証を行った上で、時間外勤務の縮減に向けた対策を強化していく必要がある。

また、県教育委員会の調査結果によると、県立学校において正規の勤務時間外における在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合について、これまでは全教職員の4分の1を超えていたところ、昨年度は4分の1を下回り改善傾向にはあるが、教職員の長時間勤務が解消されたとはいえ、依然として大きな課題となっている。

こうした中で、県教育委員会では、教職員の在校等時間の上限を規定する「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年宮城県教育委員会規則第4号）」を制定し、本年4月から施行されているところであるが、今後は、同規則を適切に運用しながら、教職員の勤務時間の適正な管理を実現していくことが求められる。

各任命権者においては、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進のため、時間外

勤務の縮減のほか、時差勤務制度や朝型勤務の実施など、柔軟な働き方が可能になる体制の構築に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、在宅勤務やサテライトオフィス勤務、ウェブ会議等、新たな勤務形態も実践されているところである。

社会全体において働き方改革が進められる中、今後も引き続きこれらの制度の本格導入に向けた検討に加え、更に多様で柔軟な働き方の推進に向け、国や他県において導入されているフレックスタイム制についても、積極的に検討を進めていくことが求められる。

なお、本年9月には、本県において、「みやぎデジタルファースト宣言」が発表され、行政運営を含めた県民生活全般のデジタル化に積極的に取り組む姿勢が打ち出されたところであるが、こうした行政運営の効率化に係る動きと合わせて、職員の働き方改革や働きやすい環境づくりに向けた取組を一層加速させていくことが期待される。

メンタルヘルスについては、昨年度から続く自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応のための業務増加等もあり、職員の疲労や精神的なストレスの蓄積が懸念される場所である。

精神疾患を起因とする病気休職職員数及び病気休暇取得職員数は増加傾向にあり、また、各任命権者が設ける相談窓口におけるメンタルヘルス関係の相談件数も年々増加している。

こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、ストレスチェックの活用促進や相談体制の充実等により、メンタル面の支援を必要としている職員に対して、十分な支援が行われるよう積極的に取り組む必要がある。また、管理監督者には、日頃から、メンタルヘルスを含めた職員の健康状態に応じた、適切な配慮や支援の実践が強く求められる。

職員の健康管理に当たっては、職員が計画的に休暇を取得し適度に休養することは、心身の健康保持にとって不可欠である。

年次有給休暇の取得状況については、取得日数が5日以下の職員の割合が年々減少するなど、以前に比べて改善傾向にあるが、一方で、時間外勤務が増加している状況をみれば、職員への負担が増加していることもうかがわれることから、管理監督者は、各職員の勤務実態や健康状態を十分に考慮しながら、今後も、休暇を取得しやすい環境づくりを進め、職員の健康保持に一層努めていくことが求められる。

(3) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が急速に進む現代社会においては、年齢や性別などにかかわらず、全ての人がそれぞれの立場で社会に参画し、活躍できる環境の整備が重要であり、本県においても、職員が、それぞれのライフスタイルを大切にしながら仕事との調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。特に、育児や介護等と仕事の両立については、国や他都道府県、民間企業等の動向や、職員による利用状況等を踏まえながら、随時、制度の見直し・拡充等を進めてきたところである。

また、少子化対策の推進や働く個人のワーク・ライフ・バランスの重要性が増す中、これまで取り組んできた両立支援に加え、不妊治療と仕事の両立が課題となっており、その支援に対する社会的な要請はこれまで以上に高まっている。本県としても、こうした社会状況を踏まえ、不妊治療を受けやすい職場環境づくりを実現するため、具体的な対応の検討が必要である。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、必要な制度の整備とともに、職場全体での制度趣旨に対する理解が不可欠であり、各任命権者においては、今後も、職員の支援ニーズに応

じたきめ細かな制度の見直し等を進めていくとともに、各種支援制度を利用しやすい職場づくりに向けて、制度の周知や普及啓発にもより一層取り組んでいく必要がある。

(4) 服務規律の徹底

本県職員は、公務に携わる者としての自覚や使命感、倫理観を保持し、常に気を引き締めて、自らの行動を律しながら、日々の職務に当たることが求められる。

令和元年度においては、県全体で15人の職員が懲戒処分を受けている。処分人数全体としては減少傾向にあるが、一方で「免職」処分となった事案はむしろ増えており、内容としても、未成年者へのわいせつ行為や生徒への傷害、飲酒運転など、社会的な影響が大きく、極めて悪質なものが目立つ。一部の職員によるものとはいえ、こうした重大な不祥事案が後を絶たない状況は、公務員として本来求められる規範意識や遵法意識の欠如が疑われ、ひいては県政全体への信頼を失いかねない事態である。

各任命権者においては、こうした状況を踏まえ、不祥事案の防止に向けて、改めて組織全体としての服務規律の確保や法令遵守の徹底に取り組む必要がある。

また、近年、本委員会に対する職員からの苦情相談において、いじめやハラスメント関連の相談が増加傾向にあり、各任命権者に対しては、相談体制の充実を含めた職場環境の改善や意識啓発などの対策を求めてきたところである。その中で、本年6月には、企業や国における各種ハラスメント防止対策に係る関連法や人事院規則が施行されるなど、職場でのハラスメント防止に対する社会的な要請はこれまで以上に高まっている。

本県においては、「ハラスメントの防止に関する要綱」等に基づき、従前からハラスメント防止に向けた取組を実施しているところであるが、各任命権者においては、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントのほか、妊娠、出産、育児又は介護など、ハラスメントが多様な要因により起こり得ること、また、各種ハラスメント行為が、職員の健康保持や職場全体の公務能率の維持にも悪影響を与えるものであることを認識した上で、全ての職員が安心して働くことができる健全な職場環境づくりに、更に積極的に取り組んでいくことが求められる。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、「宮城県震災復興計画」の最終年度、東日本大震災からの復旧・復興の総仕上げと復興計画期間後の取組を見据えた1年となり、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中で、職員は、それぞれの分野において、不断の努力を重ねている。加えて職員には、引き続き県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

職員に対する適正な給与の支給は、公務員給与に対する県民の信頼を確保するとともに、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実

施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期の支給割合

イ ロ以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

ロ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

イ ロ以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

ロ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

11月16日報告

1 本年の月例給の改定方針

前記Ⅲのとおり、本年4月時点で、職員の月例給は、民間給与を112円(0.03%)上回っている。

公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないこととする。

2 給与制度における今後の課題

地方公務員の定年引上げを見据え、本県においても、60歳前の給与カーブを含む高齢層職員の給与水準の在り方等について、引き続き検討していく必要がある。

(前記Ⅲ記載省略)

3 公平審査事務

職員の基本的な権利として、経済的権利を支える勤務条件に関する措置要求権と身分保障を支える不利益処分に対する審査請求権があり、これらの権利を保障する機関として、本委員会は、本県職員及び公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出された「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の事案に係る公平審査を行っている。

また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談への対応を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

令和2年度における勤務条件に関する措置の要求はなかった。

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

審査請求があった場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めたときにはその処分を承認し、当該処分を違法又は不当と認めたときにはその処分を取り消し、又は修正する裁決を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

令和2年度における審査請求の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（令和3年3月31日現在）

事 案 名	審 査 請 求 日 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
令和元年(審) 第1号事案	1.6.14	教育委員会 職員	教育委員会	懲戒免職	法令違反 職務命令違反 信用失墜行為	2.12.24 棄却
令和2年(審) 第1号事案	2.10.22	教育委員会 職員	教育委員会	依願免職	退職願提出に 伴う承認	審査中

○ 市町村等

(令和3年3月31日現在)

事 案 名	審 査 請 求 日 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
令和2年(審) 第2号事案	2.10.29	受託団 体員 職	受託団体の長	減給6月	法令違反 職務命令違反	審査中
令和2年(審) 第3号事案	3.1.7	受託団 体員 職	受託団体の長	減給3月	法令違反 職務命令違反	審査中
令和2年(審) 第4号事案	3.2.19	受託団 体員 職	受託団体の長	戒告	職務命令違反 信用失墜行為	審査中

(3) 職員の苦情処理（地方公務員法第8条第1項第11号・第2項第3号関係）

苦情相談は、勤務条件その他の人事管理に関する悩みや苦情についての相談を受け付け、職員が将来に向けてその職場において安心して職務に専念できるようにすることを目的に実施している。

令和2年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	9	1	10
給 与 関 係	0	0	0
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	9	3	12
厚 生 ・ 福 祉 関 係	1	1	2
公 平 審 査 関 係	0	1	1
セクハラ・いじめ関係	7	4	11
そ の 他	0	0	0
合 計	26	10	36

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、令和3年4月1日現在、次の49団体の事務を受託している。

- (1) 市 町 村 12市, 20町, 1村 計33団体
- (2) 一部事務組合 15団体
- (3) 広域連合 1団体

受 託 団 体 名						
(市)		(町)			(村)	
塩竈市	岩沼市	蔵王町	丸森町	大和町	女川町	大衡村
気仙沼市	登米市	七ヶ宿町	亘理町	大郷町	南三陸町	
白石市	栗原市	大河原町	山元町	色麻町		
名取市	東松島市	村田町	松島町	加美町		
角田市	大崎市	柴田町	七ヶ浜町	涌谷町		
多賀城市	富谷市	川崎町	利府町	美里町		
(一部事務組合)				(広域連合)		
石巻地区広域行政事務組合		宮城東部衛生処理組合		宮城県後期高齢者医療広域連合		
仙南地域広域行政事務組合		白石市外二町組合				
大崎地域広域行政事務組合		宮城県市町村非常勤消防団員				
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		補償報償組合				
黒川地域行政事務組合		塩釜地区消防事務組合				
亘理地区行政事務組合		宮城県市町村職員退職手当組合				
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合		宮城県市町村自治振興センター				
亘理名取共立衛生処理組合		加美郡保健医療福祉行政事務組合				

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項，第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（令和3年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	2年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○		
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○		
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○		
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○		
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町			
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町		役員変更	
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町			
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○		
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町			

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	2年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○	役員変更	
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6. 11. 29	石巻市	○		
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○	役員変更	
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市			
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○		
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市		役員変更	
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○	役員変更	
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市			
50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大郷町	○		
51	公立刈田総合病院職員組合	26. 3. 27	白石市	○		
52	塩釜市職員労働組合	29. 4. 1	塩竈市			
53	大崎市職員労働組合	30. 4. 1	大崎市	○	役員変更	

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（令和3年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号），学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号），職員の勤務時間，休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき，職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議，特別休暇等の承認を行うこととなっているが，令和2年度において承認等はなかった。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号），職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則9-1）の規定に基づき，職務に専念する義務を免除する特例について，任命権者が特に必要と認めた場合，本委員会が定めることとなっているが，令和2年度において定めた特例は次のとおりである。

年月日	対象職員等	期 間	根拠規定
2.4.13	新型コロナウイルス感染症に関し，当該感染症への感染が疑われる職員として所属長から自宅待機を命じられた場合	新型コロナウイルス感染症に関し，当該感染症への感染が疑われる職員として所属長から自宅待機を命じられた期間（週休日，週休日が振り替えられた日及び休日並びに他の事由により職務専念義務が免除された日を除く。）	人事委員会規則9-1第1条第7号
2.9.2	消防学校外14公署に勤務する職員	消防学校外14公署の入所者を対象とした統計法（平成19年法律第53号）第5条の規定により実施する国勢調査の業務に一般職の非常勤国家公務員として従事する場合 任命権者が必要と認める時間	人事委員会規則9-1第1条第7号

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、時間外・休日労働に関する協定届の受理（第 36 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局	
		総務部	公務研修所、公文書館
		復興・危機管理部	消防学校、環境放射線監視センター
		環境生活部	保健環境センター
		保健福祉部	高等看護学校、子ども総合センター
		経済商工観光部	産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校
		農政部	農業大学校、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場
		水産林政部	水産技術総合センター（漁業調査指導船「みやしお」、漁業調査指導船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、林業技術総合センター
		教育委員会	文化財課分室、総合教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校及び分校（2）（寄宿舎を除く。）、支援学校及び分校（22）（寄宿舎を除く。）、高等学校、分校及び寄宿舎（74）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館
		警察本部	警察学校

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 復興・危機管理部 企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農政部 水産林政部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中県税事務所扇町出張所 防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台，北部，東部，気仙沼），地方振興事務所地域事務所（栗原，登米），計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部） 漁業取締船（うみわし，うみたか） 気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所，東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所，地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田，栗駒）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，気仙沼）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課（運転免許センターを含む。），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。），機動隊，警察署（25）（交番，駐在所及び警備派出所を含む。）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(令和3年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造, 改造, 加工, 修理, 洗浄, 選別, 包装, 装飾, 仕上, 販売のためにする仕立, 破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	広域水道事務所(大崎, 仙南・仙塩), 広域水道事務所工業用水道管理事務所, 下水道事務所(中南部, 東部)
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木, 建築その他工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊, 解体又はその準備の事業	知事部局 農 政 部 土 木 部	王城寺原補償工事事務所 土木事務所(大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 土木事務所地域事務所(栗原, 登米), 港湾事務所(仙台塩釜, 石巻)
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産, 養蚕又は水産の事業	知事部局 水 産 林 政 部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」, 「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	知事部局 環 境 生 活 部 保 健 福 祉 部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所(仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 保健福祉事務所地域事務所(栗原, 登米), 仙台保健福祉事務所支所(岩沼, 黒川), 中央児童相談所一時保護班, さわらび学園, 精神保健福祉センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎, 聴覚支援学校寄宿舎, 船岡支援学校寄宿舎, 支援学校小牛田高等学園寄宿舎, 支援学校岩沼高等学園寄宿舎, 支援学校女川高等学園寄宿舎
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業	知事部局 経 済 商 工 観 光 部	松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮(6)
官公署		企 業 局	本局

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事務処理について

労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事務処理の状況は、次のとおりである。(令和2年度中に実施または報告書等が提出されたものに限る。)

① 労働基準法に基づく事務処理 (労働基準法第20条・33条・36条・41条関係)

手 続 の 種 類	知事	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外認定	—	—	—	—
時間外・休日労働に関する協定届	22	96	1	119
継続的な宿直又は日直勤務許可	—	—	—	—
非常災害等の理由による労働時間延長申請・届	5	—	—	5

② 労働安全衛生法に基づく事務処理 (労働安全衛生法100条関係)

手 続 の 種 類	知事	教育委員会	警察本部	計		
総括安全衛生管理者選任報告	1	—	—	1		
安全管理者選任報告	4	—	—	4		
衛生管理者選任報告	11	51	13	75		
産業医選任報告	3	11	3	17		
健康診断 結果報告	一 般	定期	1	1	1	3
		特定業務	—	—	1	1
	特 殊	有機溶剤	5	—	1	6
		鉛	—	—	4	4
		特定化学物質	3	—	2	5
		高気圧	—	—	1	1
		電離放射線	2	2	2	6
		指導勸奨	4	1	4	9
ストレスチェック結果等報告	1	2	1	4		
事故報告	—	—	—	—		
労働者死傷病報告	—	1	7	8		
機械等設置届・報告	1	2	1	4		

(3) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法や関係規則の規定により人事委員会がボイラー等の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査等については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	2	7	21	5	33	7	21	5	33
	元	9	21	5	35	9	21	5	35
第一種圧力容器	2	5	13	1	19	7	13	1	21
	元	9	13	1	23	9	13	1	23
ゴ ン ド ラ	2	3	2	0	5	3	2	0	5
	元	3	2	0	5	3	2	0	5
ク レ ー ン 等	2	0	2	0	2	0	2	0	2
	元	0	2	0	2	0	0	0	0
計	2	15	38	6	59	17	38	6	61
	元	21	38	6	65	21	36	6	63

(注1) 本表中の「設置基数」については令和3年3月31日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については令和2年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

手 続 の 種 類	機 械 の 種 類	事 業 場 数	件 数
設 置 届	—	—	—
設 置 報 告 書	—	—	—
落 成 検 査	—	—	—
使 用 再 開 検 査	—	—	—

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内容積	設置届受理年月日	落成検査年月日
—	—	—	—	—	—

④ ボイラー等の廃止届等の状況（労働安全衛生法第 88 条・第 100 条関係）

手続の種類	機械の種類	事業場数	件数
廃止届	ボイラー	1	2
	第一種圧力容器	2	4
変更届	—	—	—
休止届	—	—	—

⑤ その他の手続の処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

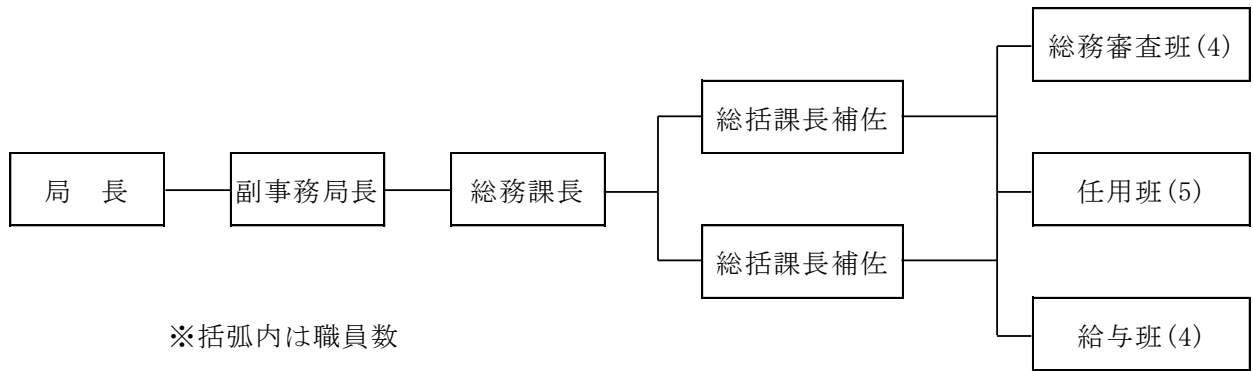
手続の種類	機械の種類	件数
検査証交付	—	—
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(参考資料) 新型コロナウイルス感染症関係の対応

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、各事業において、次のとおり対応した。

1 職員採用試験等関係
<ul style="list-style-type: none">試験日程等の一部変更（警察官A）職員採用試験当日における感染防止対策の徹底（受験者の検温，試験室内の換気，施設の消毒等）応募者確保に係る活動におけるオンラインによる説明会の導入
2 給与関係
(1) 給与勧告・報告関係
<ul style="list-style-type: none">人事委員会勧告・報告を2回に分けて実施（特別給等：10月30日，月例給：11月16日）民間給与実態調査における通信による調査方法の導入通信による調査時の事業所用回答ツールの導入
(2) 手当関係
<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した職員に対する防疫等作業手当の支給（令和2年7月8日規則改正，同月13日公布）
3 勤務条件関係（勤務時間・休暇等）
<ul style="list-style-type: none">発熱等の風邪症状がある場合等における出勤困難休暇（特別休暇）の適用（令和2年3月6日人事委員会事務局長通知）学校等が一斉休校となった場合や子が新型コロナウイルス感染症に感染した場合で，子の世話をする必要のある場合における特別休暇（特例承認）の適用（令和2年3月18日人事委員会承認）感染が疑われる職員として所属長から自宅待機を命じられた場合における職務専念義務の免除（特例承認）の適用（令和2年4月13日人事委員会承認）

◎ 事務局の組織及び事務分掌（令和3年4月1日現在）



総 務 審 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他の人事及び研修に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事。 5 予算，決算その他の会計事務に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 広報に関する事。 8 人事委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 9 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 10 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する事。 11 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 12 職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。 13 職員団体等の登録等に関する事。 14 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事。 15 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事。 16 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 17 職員の苦情の処理に関する事。 18 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事。 19 職員の退職管理に関する事。 20 他の班の所管に属しない事務に関する事
任 用 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事。 2 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事。 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事。 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事。 6 職員の競争試験及び選考に関する事。 7 職員の人事評価に関する事。 8 職員の研修に関する事。
給 与 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること。 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること。 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事。 5 職員に対する給与の支払の監理に関する事。

